

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○土地利用基本計画の変更	(地域政策課取扱い)	1
○保安林の指定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	3
○くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	3
○するめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い)	3
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課取扱い)	4
○農業振興地域の区域の変更	(農村振興課取扱い)	4
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	4
○県営土地改良事業の計画の決定	(農地整備課取扱い)	5
○基本測量の実施 (2件)	(監理課取扱い)	5
○基本測量の終了	(監理課取扱い)	5
○臨港地区内の分区の指定の変更	(港湾空港課取扱い)	5
○都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (2件)	(都市計画課取扱い)	6
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	(北薩地域振興局取扱い)	7
教 育 委 員 会 規 則		
○博物館の登録に関する規則 (※)	(文化財課取扱い)	7
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※)	(選挙管理委員会取扱い)	14
監 査 委 員 公 表		
○監査結果の公表	(監査委員事務局取扱い)	14

告 示

鹿児島県告示第297号

国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第9条第1項の規定により, 土地利用基本計画を次のように変更した。

なお, 変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は, 鹿児島県総合政策部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

変更の要旨

土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
農業の振興を図る必要のない区域の農業地域からの除外	薩摩川内市
現況が森林でない区域の森林地域からの除	鹿屋市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, さつ

外

ま町及び大崎町

鹿児島県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市小山田町808番3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
始良市船津字上柳2940番1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第300号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古志字中田ノ二398番1，399番・400番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第301号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
14.2トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.9トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	5.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.9トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	1.8トン

鹿児島県告示第302号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
8.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	5.7トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	2.3トン

鹿児島県告示第303号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

鹿児島県告示第304号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
熊毛郡屋久島町一湊308番地 馬場陵路
熊毛郡屋久島町一湊217番地 2 齊藤浩一
熊毛郡屋久島町一湊302番地 4 齊藤竜一
- 2 加入区
上屋久加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
屋久島漁業協同組合

鹿児島県告示第305号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、薩摩川内農業振興地域の区域（平成29年2月28日鹿児島県告示第222号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

薩摩川内農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び北薩地域振興局農林水産部農政普及課並びに薩摩川内市農林水産部農業政策課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第306号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1221号	令和11年4月14日	なたね油かす及びその粉末	4.5なたね油かす粉末	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	有限会社伊集院物産	日置市伊集院町麦生田181番地

鹿児島県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）荒川内地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 4 月 3 日から同月 28 日まで
- 3 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 曾於市

鹿児島県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業の期間 令和 5 年 5 月 19 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、始良市、さつま町、湧水町及び大崎町

鹿児島県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 4 年 8 月 9 日鹿児島県告示第644号で告示した基本測量の実施は、令和 5 年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第311号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、指宿港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び南薩地域振興局建設部建設総務課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

指宿港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

分 区 名	区 域

修景厚生港区 | 指宿市湊三丁目及び湯の浜二丁目の各一部

鹿児島県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画臨港地区
 - (2) 名称 指宿港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 薩摩川内都市計画下水道事業
 - (2) 名称 薩摩川内市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 8 年 2 月 14 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（変更前令和 5 年 3 月 31 日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成 8 年 2 月 14 日鹿児島県告示第 251 号，平成 15 年 2 月 25 日鹿児島県告示第 228 号，平成 19 年 7 月 20 日鹿児島県告示第 1137 号，平成 25 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 393 号，平成 28 年 3 月 25 日鹿児島県告示第 346 号及び令和 2 年 11 月 27 日鹿児島県告示第 1028 号の事業地のうち平佐町字稲荷迫，字大坊，字牛糞，字谷ヶ迫，字天神迫，字並松，字庵ノ城及び字梅ヶ橋地内において事業地を変更し，同事業地に平佐町字白坂原，字喜入口，字前迫，字井ノ上原，字甕町，字前田，字草原及び字塚原並びに永利町字池田，字丸坊，字横井，字西平，字宮脇及び字後迫を加える。

鹿児島県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 牧園都市計画下水道事業
 - (2) 名称 牧園町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 11 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（変更前令和 5 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

北薩地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 3 月 31 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団放課後等デイサービスすまいる来やん	出水市高尾野町大久保555-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	田嶋 羊子	令和 4 年 9 月 30 日	放課後等デイサービス

教育委員会規則

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 5 号

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和60年鹿児島県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録原簿）

第 2 条 法第11条の規定による鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録に係る法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第1号様式とする。

（登録申請書）

第 3 条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、別記第2号様式によるものとし、登録を受けようとする日の4月前までに提出するものとする。

（登録の審査）

第 4 条 法第13条第1項第3号から第5号までの規定により教育委員会が定める基準は、それぞれ博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条各号、第20条各号及び第21条各号に定めるとおりとする。

2 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査にあたり必要があるときは、実地調査を行うことがある。

（変更の届出）

第 5 条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、別記第3号様式により行うものとする。

（教育委員会への定期報告）

第 6 条 法第16条の規定による報告は、鹿児島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるところにより行うものとする。

（廃止の届出）

第 7 条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第4号様式により行うもの

とする。

（公表）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネット等によりその旨を公表するものとする。

- (1) 法第14条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定により登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定により登録の抹消をしたとき。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号		
設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備 考				

第2号様式（第3条関係）

博 物 館 登 録 申 請 簿

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

住所
名称
代表者氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

設置者の住所	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録を受けようとする日	

添付書類

- 1 館則の写し
- 2 設置法人に関する書類
 - (1) 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
 - (2) 地方独立法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 私立博物館の場合は、
 - ア 法人登記事項証明書（設置者が法人であることを証明するための書類）
 - イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
 - ウ 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続をうけていないことを宣誓する書類
 - エ 博物館の運営を担当する役員の履歴を示す書類
 - オ 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 3 博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制に関する書類
 - (1) 博物館運営の基本的方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
 - (2) 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
 - (3) 博物館資料の目録
 - (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
 - (5) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 4 学芸員その他の職員の配置に関する書類
 - (1) 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - (2) 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - (3) その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
 - (4) 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

- (5) 職員への研修の実施計画又は実績
- 5 施設及び設備に関する書類
 - (1) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
 - (2) 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
 - (3) 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該使用の条件等を証明する書類
 - (4) 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
 - (5) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- 6 その他参考となる資料

第3号様式（第5条関係）

博 物 館 登 録 事 項 等 変 更 届

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

住所
名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
変 更 事 項 の 種 別	
変更事項の内容	旧
	新

第4号様式（第7条関係）

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

住所
名称
代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表122の項中「医療法人吉祥会吉井中央病院」を「医療法人吉祥会吉井整形外科内科中央病院」に改め、同表281の項を削り、同表に次のように加える。

331	社会医療法人卓翔会卓翔会記念病院	薩摩川内市天辰町1512番地1
-----	------------------	-----------------

2の表86の項中「霧島市溝辺町麓947番地3」を「霧島市溝辺町麓六丁目4番地」に改め、同表に次のように加える。

234	社会福祉法人有明会養護老人ホーム明光園	肝属郡東串良町川東3800番地
-----	---------------------	-----------------

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人通山芳之から、下記テーマに係る監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

記

テーマ 公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について

令和5年3月31日

鹿児島県監査委員	地頭所恵
同	大藪 豊
同	山田国治
同	上山貞茂